

仙台市オンライン診療等環境整備支援補助金に関するよくある質問

	質問	回答
1	法人で複数の施設を開設しているが、何施設まで申請できますか。 申請書は施設ごとに提出が必要ですか。	1法人3施設まで申請することができます。 申請書は施設ごとに提出してください。
2	市外にある診療所、薬局は対象になりますか。	市外の診療所、薬局は対象外です。
3	機器の調達やシステム提供会社について検討中で、確実な開始日が記載できません。契約等を行った後でないと申請ができないのでしょうか。	機器の発注やシステム提供会社との契約を行う前に、申請を行っていただくことが可能です。ただし、この補助金の趣旨に鑑みて、できるだけ早期の開始をお願いしています。申請後、申請内容に変更が生じた場合は、申請書様式第3号、様式3-1に、変更の内容や変更理由等を記載し、提出してください。
4	要綱に様式が複数ありますが、申請の時点で必要な資料を教えてください。	申請の際は、様式第1号、様式1-1、様式1-2を提出してください。 その他、必要な資料を提出してもらう場合があります（No5参照）。
5	申請時に、見積書、発注書、契約書、領収書等の提出は必要ですか。	<p>①見積書、発注書、契約書について</p> <p>【申請日より前に、機器の発注又はシステムの契約を行っている場合】 申請時に、見積書、発注日又は契約日のわかる資料を提出してください。 申請時点で発注済み、契約済みのものすべてについて提出をお願いします。</p> <p>【申請日以降に、機器の発注及びシステムの契約を行う場合】 申請時に、見積書、発注日及び契約日のわかる資料の必要はありません。実績報告時に提出していただきますので、適切に保管してください。</p> <p>②領収書について</p> <p>申請時に提出の必要はありません。実績報告時に提出していただきますので、適切に保管してください。</p>

6	補助金はいつ支払われますか。	<p>令和3年4月以降のお支払を予定しています。</p> <p>補助対象期間が終了した後、実績報告書を提出していただきます。内容を審査の上、補助金の額を確定します。</p> <p>なお、補助対象期間は令和3年3月31日までを予定していますが、令和3年3月31日前に、4月10日付事務連絡※の時的・特例的な取扱いが終了した場合は、当該月末日をもって補助対象期間の終了とします。</p> <p>※「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時的・特例的な取扱い」 (令和2年4月10日付厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡)</p>
7	様式第1号について、交付対象期間の開始日は、どのように記載したらよいでしょうか。	<p>事業の着手日（着手予定日）から令和3年3月31日までと記載してください。</p> <p>着手日（着手予定日）は、オンライン診療等の環境整備のために準備を開始した日、機器の発注日（発注予定日）又はシステム契約日（契約予定日）のどちらか早い方とします。</p>
8	令和2年4月9日までに発注した機器や、システムの契約は補助対象経費になりますか。	<p>令和2年4月10日以降に着手した事業が対象のため、令和2年4月9日までに発注した機器やシステムの契約は、補助の対象外です。</p>
9	<p>オンライン診療やオンライン服薬指導の専用システムの導入は必須ですか。</p> <p>テレビ電話のできる無料の汎用サービスを予定していますが、機器の購入経費のみを申請することはできますか。</p>	<p>専用システムの導入は必須ではありません。</p> <p>テレビ電話のできる無料の汎用サービスを利用する場合は、機器の購入経費のみの申請も受け付けています。</p> <p>なお、無料の汎用サービスを使用する場合も、様式1-1の2(1)サービス提供会社に、サービス提供会社名を記載してください。</p>
10	オンライン診療等の専用システムについて、無償期間終了後、有償となるサービスがありますが、補助対象経費になりますか。	<p>有償期間のシステム月額使用料は、補助対象経費とすることができます。</p> <p>様式1-1の2(3)システム月額使用料の「契約期間」には、有償期間を記載してください。</p>

11	オンライン診療等のシステムについて、契約期間を定めていませんが、様式第1号の1(2) 交付申請対象期間と、様式1-1の2(3)の契約期間はいつまでと記載したらよろしいでしょうか。	様式第1号の1(2)は、令和3年3月31日まで、様式1-1の2(3)は、令和3年3月と記載してください。
12	オンライン診療等のシステムについて、他の機能と一体的に契約していますが、補助対象経費になりますか。	初期費用、月額使用料は、オンライン診療のみに係る費用が対象です。例えば、電子カルテやオプション機能等と一体的に契約している場合は、オンライン診療の機能に係る費用のみを計上してください。あわせて、費用の内訳がわかる資料(契約書等サービス提供会社が作成したもの)を提出してください。費用を分けられず、他の機能等の費用が含まれている場合は、補助の対象外となります。
13	システムの月額使用料について、オンライン診療の件数等により変動しますが、どのように申請したらよろしいでしょうか。	1月あたりの予定件数等を設定して積算して申請していただきます。様式1-1の欄外に積算根拠を記載してください。クレジットカードの決済手数料や患者が負担するアプリ使用料等は補助の対象外ですので、ご注意ください。
14	申請書の提出後、申請した内容に変更が生じた場合はどのような手続きが必要でしょうか。	申請書様式第3号、様式3-1に、変更の内容や変更理由等を記載し、提出してください。
15	自由診療でオンライン診療を行う予定ですが、補助の対象となりますか。	自由診療を行うための環境整備は、補助の対象外です。
16	患者への貸し出し用にタブレット端末の購入を検討していますが、補助の対象となりますか。	患者への貸し出し用端末は補助の対象外です。